資料１

国土利用計画について

国土利用に関する行政上の指針となる計画で、全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成される。都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画をそれぞれ基本として策定することとされている。

全国計画(国土利用計画法第5条)

・国土利用に関する最上位計画。国土利用の長期的構想。
・第4次全国計画　平成20年7月4日　閣議決定

県計画(国土利用計画法第7条)

・県土利用に関して最も基本となる計画、県土利用の基本構想。
・策定に当たっては総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、議会の議決を要する。

市町村計画(国土利用計画法第8条)

・市町村の土地利用に関して最も基本となる計画

【計画の内容】

国土利用計画法施行令第1条第2項に基づき以下について記載
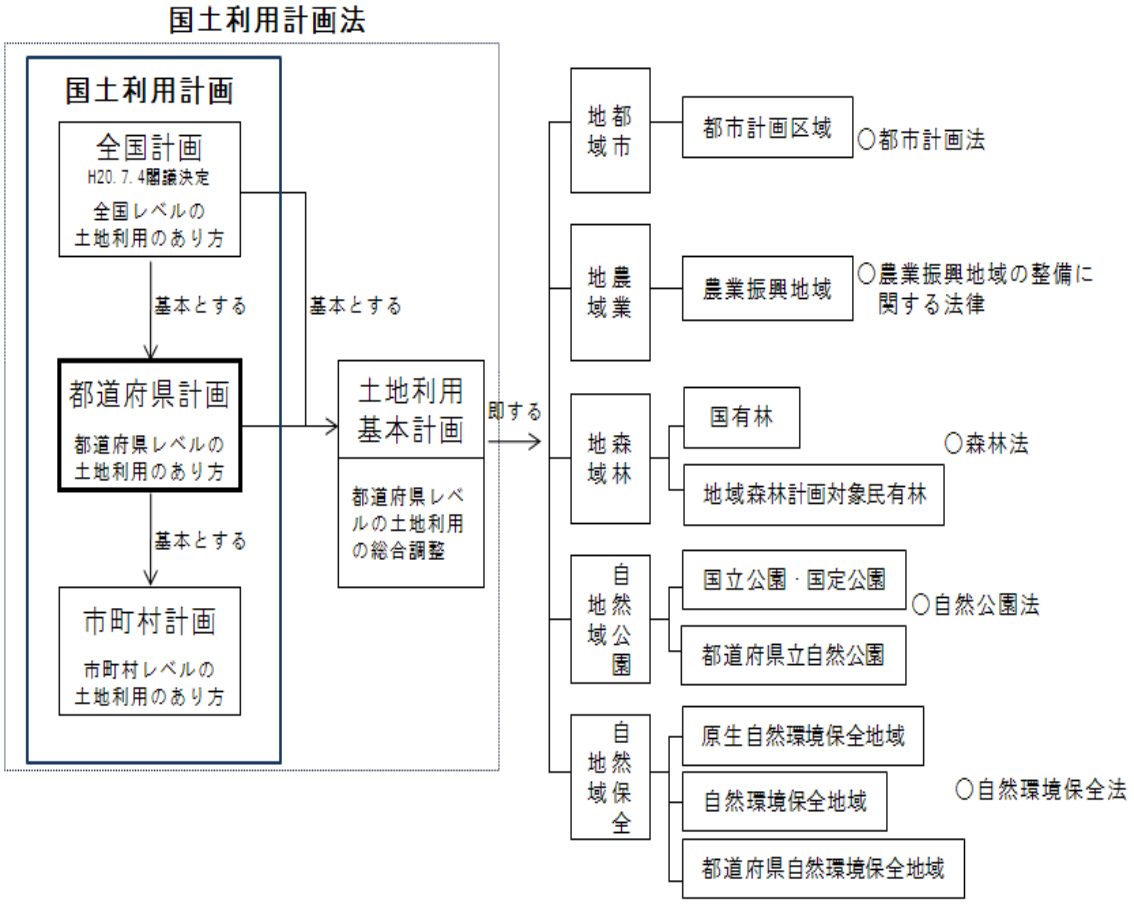
・国土利用の基本構想
・利用区分ごとの規模の目標とその地域別の概要
・必要な措置の概要